



# 飼養衛生管理基準が改正されます！

家畜伝染病予防法の改正に伴い、令和2年7月1日から、**全ての家畜の所有者**(※)に衛生管理区域ごとに「**飼養衛生管理者**」の選任が義務付けられます。(所有者が管理者となることも可能)

また、連絡体制を確保し、伝染性疾病発生時においても迅速かつ確実に情報を共有するため、管理者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の報告が必要となりますので、別紙様式に記入し、郵送、FAX、メール等で当所まで提出をお願いします。

※ 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を**1頭(羽)以上飼養する方**(ペットを含む)

## 「飼養衛生管理者」の主な役割

### ①衛生管理区域に出入りする者の管理

消毒、靴の履き替えなどのチェック、指導等

### ②衛生管理区域の従業員への飼養衛生管理基準の周知・教育等

飼養衛生に関する知識や最新情報を衛生管理区域内の従事者と共有

### ③国・県から共有される家畜衛生に関する情報を踏まえた対応

伝染性疾病発生時の疫学的情報や適切な消毒方法、研修会の開催などの情報に即した適時適切な対応



# 飼養衛生管理基準について

## □ 豚及びいのしし

本年3月9日に改正された飼養衛生管理基準が公布され、主に以下の様な対応が新たに必要となります。

これに伴い、遵守状況のチェック表も改訂されますので、各農場において自己点検を実施してください。

### ○令和2年7月1日から

- ・家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備
- ・更衣及び車両乗降の際の交差汚染防止措置
- ・衛生管理区域から搬出する物品の洗浄・消毒等を実施
- ・衛生管理区域内での家畜以外の愛玩動物の飼育禁止（番犬や地域猫を含む）



### ○令和2年11月1日から

- ・防護柵等による衛生管理区域への野生動物の侵入防止対策
- ・防鳥ネットによる野鳥等の畜舎、飼料庫等への侵入防止対策

### ○令和3年4月1日から

- ・各農場における飼養衛生管理マニュアルの作成及び農場従事者等への周知徹底
- ・放牧場、パドック等における舎外飼育制限の準備措置

## □ 牛、鶏、馬、めん羊等その他の家畜

現在、飼養衛生管理基準の改正に向けたパブリックコメントの実施中です。

今後、豚と同様の新たな対応が求められる見込みです。